

熊谷市立中条中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題に対する基本方針

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない！」学校づくりに努める。
- (2) いじめを受けた生徒を全力で守る。
- (3) いじめをした生徒に対し、毅然とした態度で指導する。
- (4) いじめに対して組織で対応する。
- (5) 重大事態の発生時には、教育委員会、警察等の関係諸機関と連携する。

3 組織

いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、PTA会長、学校評議員

(2) 役割

- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成
- ②いじめ相談・通報のための窓口の開設
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録
- ④いじめを察知した場合の情報の迅速な共有（緊急職員会議）、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、および保護者との連携
- ⑤教育委員会への定期的な報告

4 いじめの未然防止

(1) 道徳教育の充実

教育活動全体を通して、いじめをしない、許さない資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努める。

(2) 人権教育の充実

年2回の「人権旬間」を設け、他人を思いやる姿勢や態度を計画的に養う。

(3) 「中条中学校いじめ撲滅宣言」

「中条中学校いじめ撲滅宣言」を各教室や廊下等に掲示するとともに、学活等で読み合わせをするなどして、いじめ問題に対する生徒の意識高揚を図る。

5 いじめの早期発見

(1) 日頃の生徒の観察

(2) 生活ノートを利用したの把握

(3) いじめアンケートの実施（毎月1回）

(4) 学校生活に関するアンケート（保護者）の実施（年2回）

6 いじめへの対応

いじめやいじめの疑いのある行為を発見したり、情報を把握した場合は、「中条中学校いじめ防止対策マニュアル」「いじめ防止基本方針」（本紙）に基づいて対応する。

【職員の役割分担】

- 校長
 - ・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、緊急職員会議を開催する。
- 教頭
 - ・校長を補佐し連絡調整を行う。広報を担当する。（窓口の一本化）
- 教務主任
 - ・情報を集約する。
- 担任
 - ・事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任
 - ・担当する学年の生徒の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長に報告する。生徒指導主任に情報を伝える。
- 生徒指導主任
 - ・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。全教職員が情報を共通理解できる体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして、関係者間の連絡調整を図る。
- 教育相談主任
 - ・収集した情報に応じて、管理職と教職員とのパイプ役を行う。
- 特別支援コーディネーター
 - ・問題の背景に発達障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭
 - ・生徒の心に寄り添い、他の教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー
 - ・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒のカウンセリングを行う。
- 地域教育相談員
 - ・学校および校区内の巡回等を通じ、いじめや不登校の問題等に関する状況を把握するとともに、声かけなどを通して、生徒の健全育成のために具体的援助を行う。
- ほほえみ相談室
 - ・生徒が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として、また学校と保護者・地域のパイプ役として、不登校・問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に当たる。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態

- ・生命・心身に重大な被害を生じた疑い
- ・いじめが原因で年間30日以上欠席を余儀なくされている疑い
- ・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 対応

- ①学校は直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校は教育委員会の指導のもと、いじめ対策委員会を設置する。
- ③学校はいじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④学校はいじめを受けた生徒および保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤学校は調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥学校は教育委員会と連携し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

8 研修

各月に行われる職員会議の中に研修を設け、全職員に情報交換および対策を話し合う時間を作り、取り組む。